

告示第767号

令和8年6月5日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市障害福祉計画等策定支援・障害者等実態調査業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市障害福祉計画等策定支援・障害者等実態調査業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により下記の事項を公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

記

1 入札に付する事項

鹿児島市障害福祉計画等策定支援・障害者等実態調査業務委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 鹿児島市内に本社、営業所等を有する法人であること。
- (2) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、官公庁が行う計画策定支援業務等の受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市の市税を完納していること。
- (5) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。

3 資格審査申請書の交付及び受付期間等

(1) 申請書の交付及び受付期間

令和8年6月5日（金）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請書の交付及び受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申請書の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局福祉支援部障害福祉課ゆうあい係（本館1階）

電話 099-216-1272

(4) 提出書類

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 商業登記簿謄本

ウ 印鑑証明書（原本）

エ 本市が発行した市税に滞納がないことの証明書

オ 決算書（この公告の日前における直近の1年分の財務諸表）

(5) 提出書類に係る注意事項

商業登記簿謄本及び各証明書は、令和8年1月1日以降に発行され、又は証明されたものを提出すること。

4 仕様書の閲覧及び質疑応答

- (1) この契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、この公告の日から令和8年6月18日（木）までの間、鹿児島市健康福祉局福祉支援部障害福祉課（土曜日及び日曜日を除く。）及び本市ホームページ(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>)において閲覧に供する。

- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メール又はファックスで送付し行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

この公告の日から令和8年6月11日（木）正午まで

イ 受付電子メールアドレス及びファックス番号

電子メールアドレス syofuku@city.kagoshima.lg.jp

ファックス番号 099-216-1274

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）から令和8年6月18日（木）までの間、本市ホームページ上に掲載する。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月29日（月）午前10時

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階302会議室

7 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

10 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状（様式あり）を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじによる落札の決定において同価格入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 1 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。